

平成29年3月に、国の「いじめ防止基本方針」が改定され、福岡県および柳川市の基本方針も改定されました。これを受け、昭代中学校のいじめ防止基本方針を改定しました。

昭代中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づく、昭代中学校の『行動計画』です。この方針に基づき昭代中学校は今後も、「いじめをしない、させない、みのがさない学校の実現」に向けて取り組んでいきます。

昭代中学校はいじめ防止等のために次のことに取り組めます。

① いじめを生まないための教育活動を推進します。

- 命の大切さを学ぶ特別の教科「道徳」を充実させます。
 - ・ 指導者のローテーションによる道徳科の授業
 - ・ 多様な教材・教具を使った学習指導
- 命を大切に作る心を育む体験活動や学級活動を充実させます。
 - ・ 保育園訪問
 - ・ 学級の問題解決に向けた話し合い活動
- 人間関係をつくる教育活動を推進します。
 - ・ 新入生歓迎行事
 - ・ 体育祭
 - ・ 文化発表会
- 学校における「いじめを生まない独自の取組」を実施します。
 - ・ 学級・学年・校内意見発表会
 - ・ 全校集会
 - ・ 学級レクリエーション
- 校長等による命の大切さやいじめ防止に関する講話、道徳科の授業を実施します。

② いじめの早期発見・早期対応に取り組めます。

- いじめの問題に対する学校の取組充実に向け「いじめの早期発見・早期対応の手引」（福岡県教育委員会作成）の活用を一層徹底します。
- 定期的ないじめアンケート等（毎月1回実施、学期1回）を実施します。
- いじめを行った生徒に対しては、学校の毅然とした組織的指導の徹底、指導の徹底及び再発防止の徹底を図ります。
- 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、市の支援チームや県と連携した「校内いじめ対策委員会」の活用を行い、いじめの問題の早期解決に努めます。

③ 生徒理解と教育相談体制の整備

- 教育相談強調月間（5月、10月）及び2月に、教育相談週間を実施します。
- 相談や通報等を受けた時は、「いじめ」の認識に立ち、その状況や対応の経緯等について客観的な事実確認を行い、その結果を市教育委員会に速やかに報告します。
- SC（外部の専門家）が参加する「校内いじめ対策委員会」を毎週開催し、学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備を推進します。

④ 教員研修の充実

- 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や市教育委員会主催の研修会に計画的に参加します。
- 学校基本方針の共通理解をはじめ、生徒理解、いじめの防止等の対策等に関する校内研修を実施します。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に積極的に協力するとともに、調査研究の成果を校内研修の指導資料としてその活用に努めます。

⑤ 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者に子どもの規範意識を養うための指導ができるよう、いじめに特化したリーフレット等の家庭への配布、相談窓口の紹介カードの配布などの家庭への支援を行います。
- 家庭において、インターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見のために、PTAとともに講演会を開催する等、研修の機会を設けます。
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努めます。
- いじめ防止基本方針を、ホームページで公開するとともに、学校だより、年度初めの始業式、PTA総会等での説明の機会をつくります。

⑥ 適切な学校評価・教員評価

- いじめ問題に関するアンケート、個人面談、校内研修等の実施状況等の学校の取組を評価し、その結果を踏まえて学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。
- いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置づけられたPDCAサイクルに基づき、学校が、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価します。
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かします。
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組の改善に活かします。

